

消費者庁 同時発表

平成 29 年 9 月 4 日

株式会社ユピテルが輸入した映像記録装置(ドライブレコーダー)の リコールが行われます(無償交換)

株式会社ユピテル(法人番号:1010401030478)が輸入した映像記録装置(ドライブレコーダー)について、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故情報は、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき、重大製品事故の報告を受け、消費者庁より平成 29 年 6 月 13 日に製品起因が疑われる事故として公表しています。

株式会社ユピテルでは、事故の再発防止を図るため、本日、同社ホームページにおいて、対象製品を無償で交換することを公表しました。

対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、お買い上げの販売店または同社問い合わせ先にご連絡下さい。

1. 事故事象及び再発防止策について

(1)事故事象について

株式会社ユピテルが輸入した映像記録装置(ドライブレコーダー)について、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項に基づき報告された重大製品事故は 4 件です。
なお、いずれの事故も人的被害には至っておりません。

当該事故のうち、管理番号 A201700131 及び A201700132 の 2 件は、当該製品に内蔵のリチウムポリマー電池セルから出火したものと考えられ、当省にて、その原因について、現在調査中です。

なお、過去に発生した重大製品事故のうち、管理番号 A201500254 及び A201600273 の 2 件については、消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、その調査結果を審議済みであり、いずれも製品に起因する事故ではないと判断しております。

(2)再発防止策について

株式会社ユピテルは、事故の再発防止を図るため、平成 29 年 9 月 4 日、同社ホームページに情報を掲載するとともに、明日 5 日に新聞社告を行い、対象製品について無償で製品交換を行います。

2. 対象製品:製品概要、対象製品の外観及び確認方法

(1)製品名:映像記録装置(ドライブレコーダー)

商品名、型番、販売期間及び対象台数

| 商品名 | 型番 | 販売期間 | 対象台数 |
|-----------|-----------|----------------------------------|----------|
| ドライブレコーダー | DRY-FH200 | 平成 24 年 10 月 ～ 平成 25 年 8 月 | 85,000 台 |

(2)対象製品の確認方法

本体正面及び底面に記載の製品型番をご確認ください。

なお、底面に記載のシリアルナンバー(S/No.で始まる8桁の数字)は製品交換のお申し込みの際に必要となります。



3. 事業者の対応

対象製品について、無償で製品交換を実施します。

4. 事業者の告知

ホームページへの掲載：平成 29 年 9 月 4 日(月曜日)

販売店等への協力要請：平成 29 年 9 月 4 日(月曜日)以降順次

新聞社告：平成 29 年 9 月 5 日(火曜日)

5. 消費者への注意喚起

上記の対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、お買い上げの販売店または下記問い合わせ先にご連絡下さい。

(平成 29 年 9 月 4 日から受付を開始)

6. リコール対象製品に関する問い合わせ先

<連絡先>

株式会社ユピテル ドライブレコーダー交換窓口

電話番号：0120-027-515

<受付時間>

9 時 00 分～17 時 00 分(土・日・祝日を除く)

<事業者ホームページ専用アドレス>

<https://www.yupiteru.co.jp/fh200/>

※上記ホームページでも交換の受付を行っております。

(本発表資料のお問い合わせ先)

産業保安グループ製品安全課

製品事故対策室長 大澤

担当: 橋爪、高橋

電話: 03-3501-1511(内線 4311~3)

03-3501-1707(直通)

03-3501-2805(FAX)

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故<消費者庁と同時公表>

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|-----------|-------------------|-----------|---------------------|------|---------------------------------|----------|--|
| A201700131 | 平成29年5月28日 | 平成29年6月8日 | 映像録画装置(ドライブレコーダー) | DRY-FH200 | 株式会社ユピテル (輸入事業者) | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 神奈川県 | 平成29年6月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成29年9月4日からリコールを実施 |
| A201700132 | 平成29年5月4日 | 平成29年6月8日 | 映像録画装置(ドライブレコーダー) | DRY-FH200 | 株式会社ユピテル (輸入事業者) | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 兵庫県 | 平成29年6月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成29年9月4日からリコールを実施 |

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故

ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

| 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|---|-------------------|-----------|----------|--------------------------------------|---|--|
| A201500254 平成27年4月30日(大阪府) 平成27年7月16日 | 映像録画装置(ドライプレコーダー) | DRY-FH200 | 株式会社ユピテル | (火災) 車内に設置した当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外郭は著しく焼損し炭化していた。 ○当該製品のプリント基板は原形を留めており、当該基板上に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のリチウムポリマー電池は電池セル内部の正極及び負極の集電体がほぼ原形を留めており短絡及び熱暴走の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のカメラのレンズベース側が焼損していないことから当該レンズによる集光発火は認められなかった。 ○当該製品が取り付けられていた車体に異常は認められなかった。 ●当該製品に発火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | <p>平成27年7月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの</p> <p>平成28年12月7日に開催された、消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会第2回合同会議における審議の結果、左記の理由で製品起因による事故ではないと判断したものと</p> |

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故

ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

| 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|--|-------------------|-----------------------------------|--|---|
| A201600273 平成28年8月3日(大阪府) 平成28年8月26日 | 映像録画装置(ドライブレコーダー) | (火災) 当該製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は軽自動車のフロントガラス上部に取り付けられており、事故発生の1か月前から画面が映らない状態であった。 ○事故発生日の12時頃、使用者は車両を屋外の駐車場に正面を南向きに駐車し、アルミニウム製のサンシェード(吸盤式)をフロントガラスに取り付けていた。 ○サンシェードは、車両のフロントガラスに対して横幅が広いものであり、たるみが生じる状態であった。 ○当該製品の外郭樹脂は原形をとどめていたが、底部及び電源入力端子付近の外郭樹脂に溶融、変形が認められた。 ○当該製品内蔵のリチウムポリマー電池セルが膨張し、外装に亀裂が認められた。 ○電池セル内部の電極体は、正極及び負極の同一箇所欠損が認められた。 ○当該製品が取り付けられていた車両に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品が取り付けられていた車内において、フロントガラスに対してサンシェードがたるんだ状態で空間が生じたため、フロントガラスとサンシェードの間に設置された当該製品が異常に高温状態となり、内部のリチウムポリマー電池セルが内部短絡を生じて内容物が噴出し、周辺の可燃物が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | 平成28年8月30日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成29年6月22日に開催された、消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会第1回合同会議における審議の結果、左記の理由で製品起因による事故ではないと判断したもの |